

第 1 2 4 号 議 案

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例
(昭和31年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「79万3,000円」を「80万1,000円」に改める。

第4条第4項中「100分の150」を「100分の160」に改める。

第2条 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の160」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例第4条第4項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定
公布の日

(2) 第2条の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定(前項第1号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

新宿区教育委員会教育長の給料の額及び期末手当の支給割合を改定する必要があるため